

令和5年度 尾張旭市立三郷小学校 部活動指導方針

(ファンファーレバンド部)

1 目標

- (1) 自主的、自発的に参加することで授業後の充実した学校生活を送るだけでなく、異年齢との交流を通して社会性の育成を図る。
- (2) 同じ目標に向かって取り組むことで仲間とのふれあいを深め、互いに切磋琢磨することを通して豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図る。
- (3) 文化に親しむことでその楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かな生活を営む資質や能力を育成する。

2 運営と指導

(1) 活動量・活動時間

ア 平日に2日、土・日曜日のいずれか 1 日、合わせて週3日は休養日を設ける。休養日は部で決める。

※ 第3日曜日(あさびーファミリーデー)は休養日とする。

イ 活動時間は、平日2時間以内、学校の休業日は、3時間以内とする。

ウ 始業前の活動については、行わない。

(2) 顧問の役割

顧問(部活動外部講師、部活動指導員を含む)は児童が生涯にわたって文化に親しむ基礎を育み、児童の自主性や主体性を尊重した運営に努めるとともに、安全に配慮した指導を行う。指導の中心は、外部講師とする。

(3) 保護者及び地域との連携

ア 目標や指導の方針、活動の期間や時間等、児童や保護者等に説明し、理解を得る。

イ 地域人材の活用や、地域のイベントへのボランティア参加などにより、地域との連携を深める。

(4) 安全の確保と緊急時の対応

ア 顧問(部活動外部講師も含む)は、必ず事前に児童の健康状態を確認する。

イ 夏季は、活動前に気温や暑さ指数を計測し、気温35度以上または暑さ指数31度以上の場合は、エアコンの付いた部屋で活動させる。

ウ 活動場所の施設設備等については、常にその状態を把握するとともに、必要に応じて臨時の安全点検を実施し、事故防止に努める。

エ 校内で事故が発生した場合に備え、速やかに管理職等に第一報が入るようにしておく。また、医療機関で受診するための道筋を確立しておく。

(5) 体罰の根絶

体罰は、学校教育法第11条において禁止されており、顧問をはじめとする全ての指導者は、部活動の指導場面のみならず、児童への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない。体罰は、違法行為であるのみならず、児童の心身に深刻な悪影響を与え、顧問及び学校への信頼を失墜させる行為である。

3 各部の活動計画

部活動名	顧問	参加学年	活動期間	活動内容
ファンファーレバンド部		5・6年	・年間を通して活動する。 ・行事参加は土・日がほとんどである。 ・長期休業中も活動する。	1 基本技能 2 合奏 【発表の機会】 市民祭(10月) 区民運動会(10月)

4 確認事項

(1) 下校時刻

1学期	17:30 (5時間授業の日は17:00)		
9月	17:20		
10月～10月15日	17:00	11月13日～2学期終業式	16:20
10月16日～10月31日	16:40	1月	16:30
11月～11月10日	16:30	2・3月	17:00

(2) その他

- イベント等の日程は正式に決定次第、顧問を通じて連絡する。
- 男女問わず入部できる。
- 入部届は一度提出すれば、年度が変わっても再提出する必要はない。
- 事情により退部を希望する場合は、担当から退部届を受け取り、顧問へ提出する。
- 部活動を休む場合は、必ず顧問に直接連絡する。
- 部活動関係で保護者へ連絡するときは、保護者連絡アプリH&Sを使用する。(グループ登録の設定は学校が行う)